

まゝ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図る等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

(2) 肺がん予防健康教育を行う場合には、肺がん検診の実施会場において同時に実施する等、他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。

(3) 乳がん予防健康教育を行う場合には、わが国での40歳代の女性に罹患率が高い状況を踏まえ、働く女性に対する健康教育を実施する産業保健とも緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

(4) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあっては、大腸がん予防(検診)とが共に重要な役割を担う点と二次予防(検診)とが共に重要な役割を担う点を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

(1) 肺がん予防健康教育又は、乳がん予防健康教育を行う場合には、それぞれ肺がん検診又は、乳がん検診の実施会場において同時に実施する等他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。

3 がん検診

1 総論

(1) がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。

ア 胃がん検診

イ 子宮がん検診

ウ 肺がん検診

エ 乳がん検診

オ 大腸がん検診

カ 総合がん検診

(2) 対象者

ア 胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上のものを対象とする。

イ 子宮がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の者を対象とする。

ウ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(3) 実施回数

がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳がん検診及び子宮がん検診については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。

(2) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあっては、大腸がん予防(検診)とが共に重要な役割を担う点と二次予防(検診)とが共に重要な役割を担う点を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

3 がん検診

1 総論

(1) がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。

ア 胃がん検診

イ 子宮がん検診

ウ 肺がん検診

エ 乳がん検診

オ 大腸がん検診

カ 総合がん検診

(2) 対象者

ア 胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上のものを対象とする。

イ 子宮がん検診及び乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する30歳以上の者を対象とする。

ウ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(3) 実施回数

がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳がん検診(乳房エックス線検査)を行うものに限る。については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。

イ 子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診クラス分類(、a、b、)によって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

ウ 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

エ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければならない。

(4) 結果の通知

子宮頸部の細胞診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、子宮体部の細胞診の結果については、子宮体部の細胞診の結果及びその他臨床症状等を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、子宮頸部及び子宮体部の細胞診の結果、子宮頸部及び子宮体部のそれぞれの精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録に合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況を記録するものとする。

(6) 受託実施機関

ア 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診指導医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。

イ 検体は、少なくとも3年間保存しなければならない。

5 乳がん検診

(1) 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。乳がん検診は、乳房に発生するがんを早期に発見するために実施する。

(2) 検診の実施

検診項目は、問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)並びに視診及び触診(以下「視触診」といふ)とする。乳房エックス線写真の読影と視触診は、両者を同時に実施することを原則とする。なお、乳房エックス線写真の二重読影については、この限りではない。

イ 子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診クラス分類(、a、b、)によって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

ウ 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

エ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければならない。

(4) 結果の通知

子宮頸部の細胞診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、子宮体部の細胞診の結果については、子宮体部の細胞診の結果及びその他臨床症状等を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、子宮頸部及び子宮体部の細胞診の結果、子宮頸部及び子宮体部のそれぞれの精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録に合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況を記録するものとする。

(6) 受託実施機関

ア 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診指導医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。

イ 検体は、少なくとも3年間保存しなければならない。

5 乳がん検診

(1) 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好である。乳がん検診は、乳房に発生するがんを早期に発見するために実施する。

(2) 検診の実施

検診項目は、50歳未満の対象者については、問診並びに視診及び触診(以下「視触診」といふ)とする。50歳以上の対象者については、原則として、問診、視触診及び乳房エックス線検査とする。視触診と乳房エックス線写真の読影は、両者を同時に実施することを原則とするが、当面の間についてはその限りではない。

\* 密検査機関等関係者と調整を行う。

(6) 乳がんの予防についての指導

乳がんは日常の健康管理の一環としての自己検診によって、しこり(腫瘍)が触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。したがって、検診の場で受診者に対し、定期的な乳房エックス線検査による乳がん検診を受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己検診の方法、しこりを触れた場合の速やかな医療機関の受診、またその際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努める。

11 その他の留意事項：別紙(改正部分のみ)

がん検診実施上の留意事項

1 子宮体部がんの検診

(1) 子宮体部の細胞診の実施

ア 対象者

子宮頸部がんの問診の結果により、有症状者及びハイリスク者に対しては、第一選択として十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができ、医療機関の受診を勧奨することとなるが、引き続き子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)を実施することについては本人が同意する場合に、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を実施する。

なお、子宮体部の細胞診の対象者は、日本産科婦人科学会を中心とする関連学会等によって作成される予定のガイドラインを参考とする。

3 乳がん検診

(1) 検診の実施

ア 対象者と検診間隔

50歳未満の対象者に対しては、原則として同一人につき年1回検診(問診及び視触診によるもの)を実施するものとする。

50歳以上の対象者に対しては、同一人につき2年に1回検診(問診、視触診及び乳房エックス線検査によるもの)を実施することを原則とするが、地域の実施体制等を勘案して乳房エックス線検査を実施しない場合にあっては、引き続き同一人につき年1回検診(問診及び視触診によるもの)を実施する。

(2) 指導区分等

イ「精検不要」と区分された者

次回の検診受診を勧めるとともに、日常の健康管理の一環としての乳房の自己検診に関する指導を要する。

△ 広域的な見地から地域医師会、受託実施機関、精密検査機関等関係者と調整を行う。

(6) 乳がんの予防についての指導

乳がんは二次予防としての自己検診が可能ながんであり、その効果も高い。したがって、乳がん検診の場で受診者に対し、定期的な検診受診の重要性だけでなく、乳がんの自己検診の方法、乳がんに関する正しい知識等について啓発普及を図るよう努める。

11 その他の留意事項：別紙(改正部分のみ)

がん検診実施上の留意事項

1 子宮体部がんの検診

(1) 検診の実施

ア 対象者

子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)の対象者は、原則として最近6月以内の不正性器出血を訴えたことのある者で、

(ア) 年齢50歳以上の者

(イ) 閉経以後の者

(ウ) 未妊婦であって月経不規則の者のいずれかに該当する者とする。

3 乳がん検診

(1) 検診の実施

ア 対象者と検診間隔

50歳未満の対象者に対しては、原則として同一人につき年1回検診(問診及び視触診によるもの)を実施するものとする。

50歳以上の対象者に対しては、同一人につき2年に1回検診(問診、視触診及び乳房エックス線検査によるもの)を実施することを原則とするが、地域の実施体制等を勘案して乳房エックス線検査を実施しない場合にあっては、引き続き同一人につき年1回検診(問診及び視触診によるもの)を実施する。

(2) 指導区分等

イ「精検不要」と区分された者

次回の検診受診を勧めるとともに、乳房の自己検診に関する指導を要する。